

石狩の樹



研究テーマ

地域全体で子どもの成長を支える取組について～コミュニティ・スクール～

～はじめに～

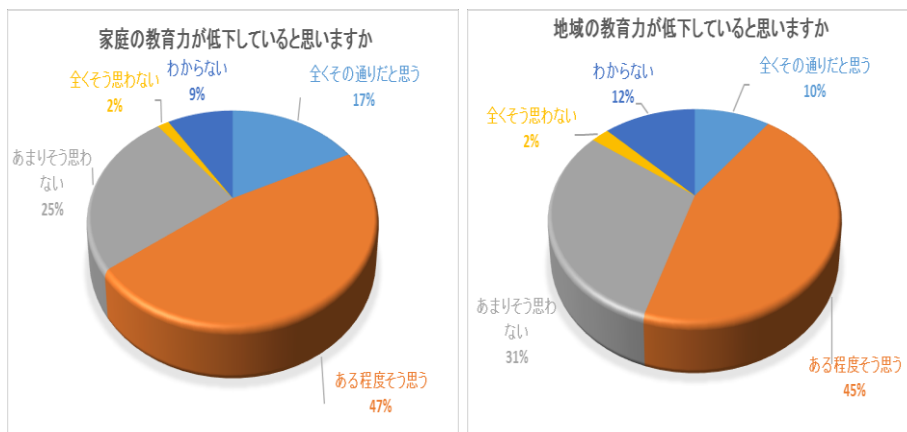
人口減少や少子高齢化など、社会が急激に変化する中、地域の将来を担う子供たちの育成のためには、学校と地域が目標や課題を共有しながら地域総がかりで子供たちの成長を支える環境を整えていくことが大切である。

平成27年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策」の第2章第2節において、「全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき」と示された。また、平成29年3月には地教法が改正され、学校運営協議会を「置くことができる」から「置くように努めなければならない」とされた。このような答申や法改正を受け、北海道も総合教育大綱において、コミュニティ・スクールを全道に広めることを明記している。コミュニティ・スクールは、学校と地域が力を合わせて子供の成長を支える仕組みであり、今後、学校や地域の実情に応じて導入の促進や取組の充実さらに努めていかなくてはならない。

石狩管内においては、平成32年度までに全市町村でコミュニティ・スクールが導入される予定であり、北海道教育委員会派遣社会教育主事が配置された新篠津村では、今年度、導入された。

こうしたことを踏まえ、今年度の研究テーマを「地域全体で子どもの成長を支える取組について～コミュニティ・スクール～」とし、石狩管内社会教育指導班3人で共同研究を行うこととした。

～平成29年度 道民意識調査結果～(平成29年8月実施)



保護者や家庭を取り巻く状況、子育てを支える環境が大きく変化している中、これまで以上に、学校や企業を含め、より多くの人々や団体等が関わり、地域全体で子供たちを育てる体制を構築していく必要がある。

コミュニティ・スクールをめぐる主な動き

国の取組

- ◎ 第2期教育振興基本計画において、「1 社会を生き抜く力の養成」「2 未来への飛躍を実現する人材の養成」「3 学びのセーフティネットの構築」「4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置付け
- ◎ 社会教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の改正により、「学校運営協議会」や「地域学校協働活動」に関する内容を充実

1 第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

基本施策20 「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」

【基本的な考え方】

- ・地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制の確立
- ・社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進
- ・学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成

【主な取組】

- ・20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進
- ・20-2 地域とともにある学校づくりの推進
- ・20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進
- ・20-4 地域における学びなおしに向けた学習機能の強化

【成果目標8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）】

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自発的な参画を拡大する。

2 中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策」（平成27年12月）

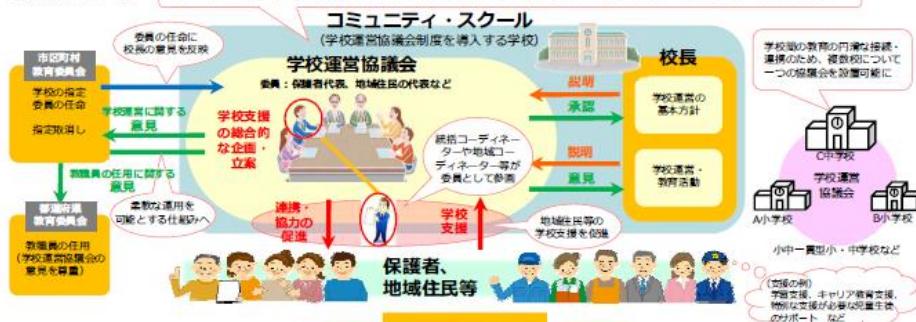
「全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき

これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方（イメージ）

- 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民等の参画・協力が必要。
- このため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換。
- 学校における**地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する**観点から、コミュニティ・スクールを一層推進。

- 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- 現行の機能を引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討
- 学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みに
- 校長のリーダーシップ発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みに
- 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みに

＜見直しのイメージ＞ 学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化



■全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指すべきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも意味した方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、**教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。**

コミュニティ・スクールをめぐる主な動き

3 小・中学校学習指導要領（総則の第5の2のア）

「教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること」

4 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）」（平成29年4月1日）

「当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない」

【学校運営協議会の委員】

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6の二）」において、
 - 「・対象学校の所在する地域の住民 ・対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - ・地域学校協働活動推進員 ・対象学校の運営に資する活動を行う者 ・その他必要と認める者」
- （第47条の6の三）において、
- 「校長は委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる」

□ 学校運営協議会の委員は、（校長の意見などを踏まえ、市町村・学校の規模、地域や学校の実情に応じた人数の委員（例…自治会長、PTA会長、学校支援地域本部員、同窓会長、学校職員、学識経験者等）を選定し）教育委員会が任命する

5 関係する近年の法改正（抜粋）

【社会教育法一部改正（平成29年4月1日施行）】

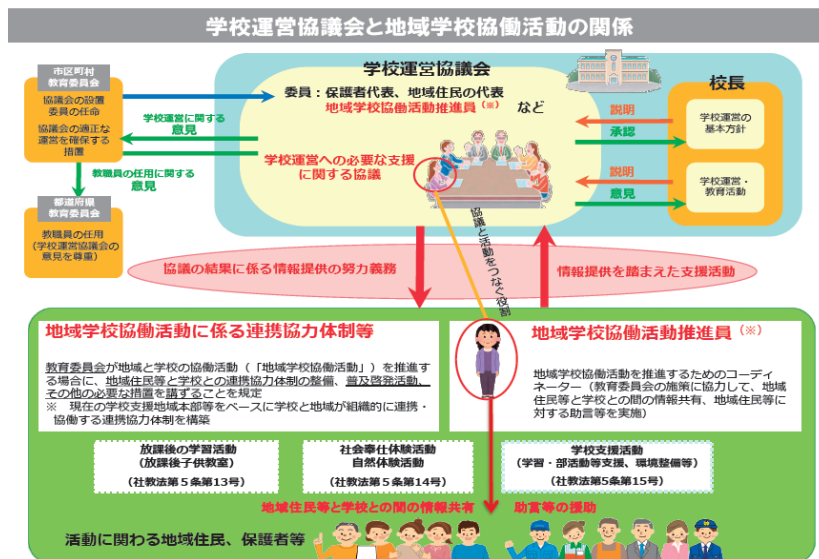
- 第5条（市町村の教育委員会の事務）に第2項を新設

市町村は地域学校協働活動が円滑かつ効果的に行われるよう体制整備、普及整備、普及啓発等の必要な措置を講ずるものとする。
- 第6条（都道府県の教育委員会の事務）に第2項を新設

第5条第2項を都道府県教育委員会が実施する場合に準用する。
- 第2章 社会教育主事等 ⇒ 社会教育主事及び社会教育主事補
- 第9条の7（地域学校協働活動）新設

教育委員会は地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動を行う地域住民に対する指導助言を行う。



地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（文科省）

コミュニティ・スクールをめぐる主な動き

北海道の取組

- 1 北海道総合教育大綱（平成27年10月）
「北海道総合教育大綱（重点的な取組）」
「学校・家庭・地域の連携のもとで、コミュニティ・スクールを全道に広めるなど、地域全体で子どもの学びを支援する取組を進めます」
【生きる力の育成に向けて】
〔施策項目8〕地域全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進
 - ・ 学校と地域社会との連携・協働体制を構築し、地域全体で子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを進めるため、北海道の全地域において、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入を進めます。
 - ・ 学校・家庭及び地域住民等が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもたちを育む体制づくりのため、地域住民の参画により、学校の教育活動を支援する学校支援地域本部の普及促進を進めます。
 - ・ 社会全体で子どもたちを育てる教育環境を整備するため、地域の多様な人材など豊かな社会資源を活用して、放課後や休日における教育支援体制の構築を図ります。
 - ・ 子どもたちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて、地域や企業の協力を得ながら、土曜授業の実施や土曜学習に関する取組を推進します。
 - ・ 各地域において、首長と教育委員会との連携を強化し、学校を核とした地域づくりが推進されるよう、各市町村の取組を支援します。

- 2 北海道教育推進計画（改訂版）（平成25年3月）
基本目標3 信頼される学校づくりの推進
施策項目20 開かれた学校づくりの推進
 - 学校運営への参画の推進
 - ② 保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させるコミュニティ・スクールの活用について、道立学校や市町村学校での導入を図ります。
 - ・ コミュニティ・スクールの普及及び検証
 - ・ 国の指定などの活用

- 3 平成29年度教育行政執行方針（平成29年2月）
Ⅲ 重点政策の展開
 - 4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進
コミュニティ・スクールについては、学校運営の改善・充実はもとより、地域づくりの推進にも有効な手立てであり、知事部局とも連携し、その導入を促進するため、地域の関係者による協議会やコーディネーター養成のための研修会を開催します。

石狩教育局の取組

平成29年度石狩管内教育推進の重点

《重点Ⅲ：「学んだ成果を生かせる活力と潤いのある地域社会」について》

教育局の取組

- ◇ 地域教育フォーラム等の実施による学校・家庭・地域の連携の充実
- ◇ 学校サポーター派遣事業など、学生ボランティアバンク等を活用した取組の促進
- ◇ 各種研修会等の実施や情報提供など、社会教育関係団体の活動と社会教育関係者の育成への支援
- ◇ 学校を核とした地域づくりに向けたコミュニティ・スクール導入のための支援

【事例紹介】新篠津村の取組①

コミュニティスクール導入に向けた取組

導入以前 ～2017.3

1 主な取組

学校運営協議会（コミュニティスクール）

全体構想（平成 28 年 6 月）

- (1) 学校運営協議会設置検討協議会の立ち上げ
 - ・設置規則は平成 29 年 4 月 1 日施行に向けて協議
- (2) 「小中連携校」としての位置づけ
 - ・将来の「小中一貫校」を目指す。
- (3) 地域と学校の共有目標
 - ・「ふるさとを愛する心の育成」（郷土愛）とする。

2 成果・課題

- (1) 成果
関係者が集まり熟議を重ね、取り組むねらいを確認したことで共有する目標が明確になった。
- (2) 課題
これまで以上に、学校をはじめ、より多くの人々や団体等が関わり、地域全体で子供たちを育てる機運を醸成し、体制を構築していく必要性が求められる。



学校運営協議会の取組

導入以降 H29.4～

1 事務局の設置

[事務局] 教育委員会次長、学校教育係長、社会教育係長、社会教育主事、生涯学習コーディネーター、小学校教頭、中学校教頭

2 委員構成（12名）

小・中学校 PTA 会長、民生委員会主任児童委員、スポーツ推進委員長、小・中学校長、小・中教務主任
地域コーディネーター、生涯学習委員長、中学校同窓会長

3 新篠津村学校運営協議会の概要

(1) 趣旨（規則第2条）

協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、新篠津村教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(2) 基本業務（規則第4条）

ア 承認事項

- (ア) 教育課程の編成に関わること
 - (イ) 学校経営計画に関すること
 - (ウ) 組織編成に関すること
 - (エ) 学校予算の編成及び執行に関すること
 - (オ) 施設管理及び施設設備などに関すること
- イ 学校運営に関する意見の申出（規則第5条）

4 平成 29 年度学校運営協議会報告

【第 1 回】

■8月30日（水）役場会議室

- ・委嘱状の交付
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・小・中学校運営について

【説明会】

講師：北海道庁学校教育局義務教育課子ども地域支援 G
内容「地域とともにある学校づくり」

～CS の推進による学校と地域の連携・協働～

【第 2 回】

■12月21日（木）役場会議室

- ・新篠津型 CS に向けて
- ・学校関係者評価について

【第 3 回】

■2月28日（水）役場会議室

- ・次年度、小・中学校経営方針について
- ・次年度の運営協議会開催時期及び協議内容について

新篠津型コミュニティスクールに向けて

学校運営協議会(コミュニティスクール)

全体構想(平成28年6月)

- 学校運営協議会設置検討協議会の立ち上げ
 - ・設置規則は平成29年4月1日施行に向けて協議
- 「小中連携校」としての位置づけ
 - ・将来の「小中一貫校」を目指す
- 地域と学校の共有目標
 - ・「ふるさとを愛する心の育成」(郷土愛)とする。

教育行政に関する法律が改正され、教育委員会の判断により、保護者や地域の皆さんが、合議制の機関である学校運営協議会に参画することを通して、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指す。

学校運営協議会

- 8月30日(水) 役場会議室
 - ・委嘱状の交付
 - ・委員長及び副委員長の選出
 - ・小・中学校運営について
- 【第2回】
 - 12月21日(木) 役場会議室
 - ・新篠津型CSに向けて
 - ・学校関係者評価について
- 【第3回】
 - 2月28日(水) 役場会議室
 - ・次年度、小・中学校経営方針について
 - ・次年度の運営協議会開催時期及び協議内容について

事務局の設置

[事務局]

教育委員会次長、学校教育係長、社会教育係長、社会教育主事、生涯学習コーディネーター、小学校教頭、中学校教頭

学校を核として、人づくり・地域づくりを創出、学校を核とした地域力強化、地域創生 地域を生かした豊かな学びの創出により、子どもたちの地域への愛着を育み、地域の将来を担う子どもたちを育成する。

実際の取組(地域学校協働活動)



1 学校での取組

(1) 小学校

- ・小豆の栽培(小6)
- ・米作り、札幌市立西岡北小学校と交流(小5)
- ・しのつ湖探検隊(小4)
- ・農業体験学習(小3)
- ・ふれあい塾
- ・絵本読み聞かせ
- ・水泳教室、スキー教室、クラブ活動

(2) 中学校

- ・農業体験学習、高等養護学校との交流学习(中1)
- ・職場体験学習(中2)
- ・村議会傍聴(中3)
- ・防災訓練
- ・救命救急講習
- ・福祉施設との交流会
- ※9年間通しての「ふるさと教育」を実践

2 地域での取組

(1) 各種事業

- ・通学合宿
- ・小学校カヌー体験
- ・キャンプワーク
- ・湧別町友好都市事業
- ・だれでもマラソン大会
- ・だれでもミニバレー大会
- ・自治区対抗ミニバレー
- ・親子で体験教室
- ・英会話教室
- ・図書室まつり
- ・子どもの会の集い
- ・ちびりんピック
- ・英会話教室
- ・しのつ湖クリーンアップ
- ・しのつ湖植樹
- ・自治区移動学習講座

(2) 団体・サークル

- ・文化協会
- ・体育協会
- ・生涯学習委員
- ・スポーツ推進委員
- ・連合青年団
- ・青少年問題協議会
- ・地域づくり研究会
- ・食生活改善協議会
- ・読み聞かせサークル
- ・しのつ湖未来会
- ・女性コミュニティ
- ・グリーンツーリズム
- ・JA しんしのつ

3 家庭での取組

- ・家庭教育講座
- ・PTA 活動

【事例紹介】新篠津村の取組③

【ふれあい塾】

新篠津では、子どもたちの体験学習を充実させるため、学校教育と社会教育との融合を図る事業として、高齢者と小学生とのふれあいを目的に「ふれあい塾」を開設しています。

この塾は、平成3年度に小学校の空き教室を活用することから始まりました。高齢者が気軽に学校を訪問して、小学生とのふれあいを深め、体験学習を通して技術の伝承、文化の伝承を行っております。小学1年生から6年生まで、各学年の学習活動として教育課程に位置付けられ、学社連携から学社融合事業となり、社会教育の事業が学校教育の学習課程の一部となりました。「ふれあい塾」に参加する高齢者の母体は、村内の老人クラブです。各自治区に老人クラブが活動しており、小学生とのふれあいを年8回の出席が可能な26名が塾生として登録され、シニア世代の社会参加が推進されています

【活動内容】

- 第1回ふれあい塾：6月6日（水）
◎開校式
「ふれあい農園」小豆の種まき（6年生）
- 第2回ふれあい塾：6月27日（水）
「社会見学」円山動物園（1年生）
- 第3回ふれあい塾：7月20日（木）
「伝承教室」縄ない（5年生）
「伝承教室」折り紙（3年生）
- 第4回ふれあい塾：8月25日（金）
「塾生研修」藁草履づくり（塾生）
「伝承教室」藁草履づくり（5年生）
- 第5回ふれあい塾：9月4日（月）
「伝承教室」昔の遊び（2年生）
- 第6回ふれあい塾：9月14日（木）
「伝承教室」昔の生活（4年生）
- 第7回ふれあい塾：9月21日（木）
小豆刈り取り（6年生）
- 第8回ふれあい塾：10月11日（水）
小豆脱穀 収穫祭
- 第9回ふれあい塾：11月11日（火）
◎閉校式
「授業参観」「学校紹介」（塾生）



6年生の皆様と小豆の脱穀をしました。カラサオ叩いて、唐箕をかけて終わりました。昔、両親が行っていた風景を思い出しました。どんなに疲れていても、収穫の喜びは忘れられません。（塾生）

塾生の方々と半年間たくさんの経験をすることができました。特に、小豆の刈り取りについて、塾生の皆さんはてきぱきと作業して短時間で終わることができました。手際の良さに驚きました。（6年生）

平成29年度 石狩教育局教育支援課社会教育指導班

清水 秀 紀 石狩教育局教育支援課社会教育指導班主査
尾形 行 亮 石狩教育局教育支援課社会教育主事
横 澤 基 石狩教育局教育支援課社会教育主事（新篠津村教育委員会派遣）

編集 石狩教育局教育支援課社会教育指導班 <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/shakyouhan/index.htm>

発行 石狩管内教育委員会協議会
《事務局》北海道教育庁石狩教育局内

〒060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6F TEL(011)204-5879

発行日 平成30年2月

